

しゃかいしほんそうごうせいびけいかく
社会資本総合整備計画

しがけん もりやまし
滋賀県 守山市

令和2年3月

社会資本総合整備計画 社会資本整備総合交付金

令和02年03月18日

計画の名称	守山市版「地方創生」守山まるごと活性化											
計画の期間	平成27年度 ~ 平成31年度 (5年間)										重点配分対象の該当	
交付対象	守山市											
計画の目標	<p>本計画は、年々希薄になりつつある人とひとの絆の再生・強化を図るため、歴史資源・自然資源を生かした整備等を行うことにより、守山に一層愛着と誇りを持つ元気な地域コミュニティの活性化を図る。</p> <p>また、健康づくり・生きがいづくりなどへの市民意識の向上等公園ニーズの多様化に対応するため、市民運動公園の整備を行い、災害時における避難空間としても活用できるスポーツレクリエーション施設としての機能強化を図る。</p> <p>このことにより、守山に住んでいるすべての市民が「守山に住んでよかった」「住み続けたい」と感じ、日常生活の中で幸福を実感できるまちづくりを目指します。</p>											
全体事業費(百万円)	合計(A+B+C+D)	3,381	A	3,381	B	0	C	0	D	0	効果促進事業費の割合C/(A+B+C+D)	0 %

番号	計画の成果目標(定量的指標)			
	定量的指標の定義及び算定式	定量的指標の現況値及び目標値		
		当初現況値 (H26)	中間目標値 (H29末)	最終目標値 (R01末)
1	都市再生整備計画(守山市北部地区)区域に居住する人口を18,367人/年(H26)から18,400人/年(R01)に増加 都市再生整備計画(守山市北部地区)区域に居住する人口 当該地区は年間約31人毎人口減少	18367人/年	18330人/年	18400人/年
2	守山市に住み続けたい人の割合(市の市民意識調査)を75.5%(H24)から79.7%(H30)に増加 守山市に住み続けたい人の割合 市の市民意識調査(当初H24、中間H28、最終H30)	75%	78%	79%
3	地域交流施設の利用者数を56,800人/年(H28)から131,000人/年(R01)に増加 地域交流施設の利用者数 (当初H28)	56800人/年	56800人/年	131000人/年
4	市民運動公園施設利用者数を172,204人/年(H24)から185,600人/年(H30)に増加 市民運動公園施設利用者数 (当初H24、中間H28、最終H30)	172204人/年	185600人/年	185600人/年

備考等	個別施設計画を含む	-	国土強靱化を含む	-	定住自立圏を含む	-	連携中枢都市圏を含む	-
-----	-----------	---	----------	---	----------	---	------------	---

A 基幹事業

基幹事業（大）	番号	事業種別	地域種別	交付対象	直接間接	事業者	種別1	種別2	要素となる事業名 （事業箇所）	事業内容 （延長・面積等）	市区町村名 / 港湾・地区名	事業実施期間（年度）					全体事業費 （百万円）	費用 便益比	個別施設計画 策定状況	
												H27	H28	H29	H30	H31				
一体的に実施することにより期待される効果																				
備考																				
都市再生整備計画事業	A10-001	都市再生	一般	守山市	直接	守山市	-	-	都市再生整備計画事業（ 守山市北部地区）	公園、高質空間形成施設、高 次都市施設	守山市						791		-	
												小計						791		
都市公園・緑地等事業	A12-002	公園	一般	守山市	直接	守山市	-	-	市民運動公園再整備事業	市民運動公園	守山市						400		策定済	
												小計						400		
住環境整備事業	A16-003	住宅	一般	守山市	直接	守山市	-	-	街なみ環境整備事業（赤 野井地区）	修景施設整備等（赤野井地区 31ha）	守山市						400		-	
												小計						400		
都市公園・緑地等事業	A12-004	公園	一般	守山市	直接	守山市	-	-	「環境学習都市宣言」記 念公園整備事業	記念公園	守山市						1,790	1.09	-	
												小計						1,790		

A 基幹事業

基幹事業(大)	番号	事業 種別	地域 種別	交付 対象	直接 間接	事業者	種別1	種別2	要素となる事業名 (事業箇所)	事業内容 (延長・面積等)	市区町村名/ 港湾・地区名	事業実施期間(年度)					全体事業費 (百万円)	費用 便益比	個別施設計画 策定状況
												H27	H28	H29	H30	H31			
一体的に実施することにより期待される効果																			
備考																			
											合計						3,381		

交付金の執行状況

(単位：百万円)

	H27	H28	H29	H30	
配分額 (a)	55	109	71	251	
計画別流用増 減額 (b)	0	0	0	0	
交付額 (c=a+b)	55	109	71	251	
前年度からの繰越額 (d)	0	0	35	0	
支払済額 (e)	55	74	106	47	
翌年度繰越額 (f)	0	35	0	204	
うち未契約繰越額 (g)	0	0	0	165	
不用額 (h = c+d-e-f)	0	0	0	0	
未契約繰越率+不用率 (i = (g+h)/(c+d))%	0	0	0	65.73	
未契約繰越率+不用率が10%を超えている場合その理由				計画において地元住民や議会等との協議・同意に不測の日数を要したため。	

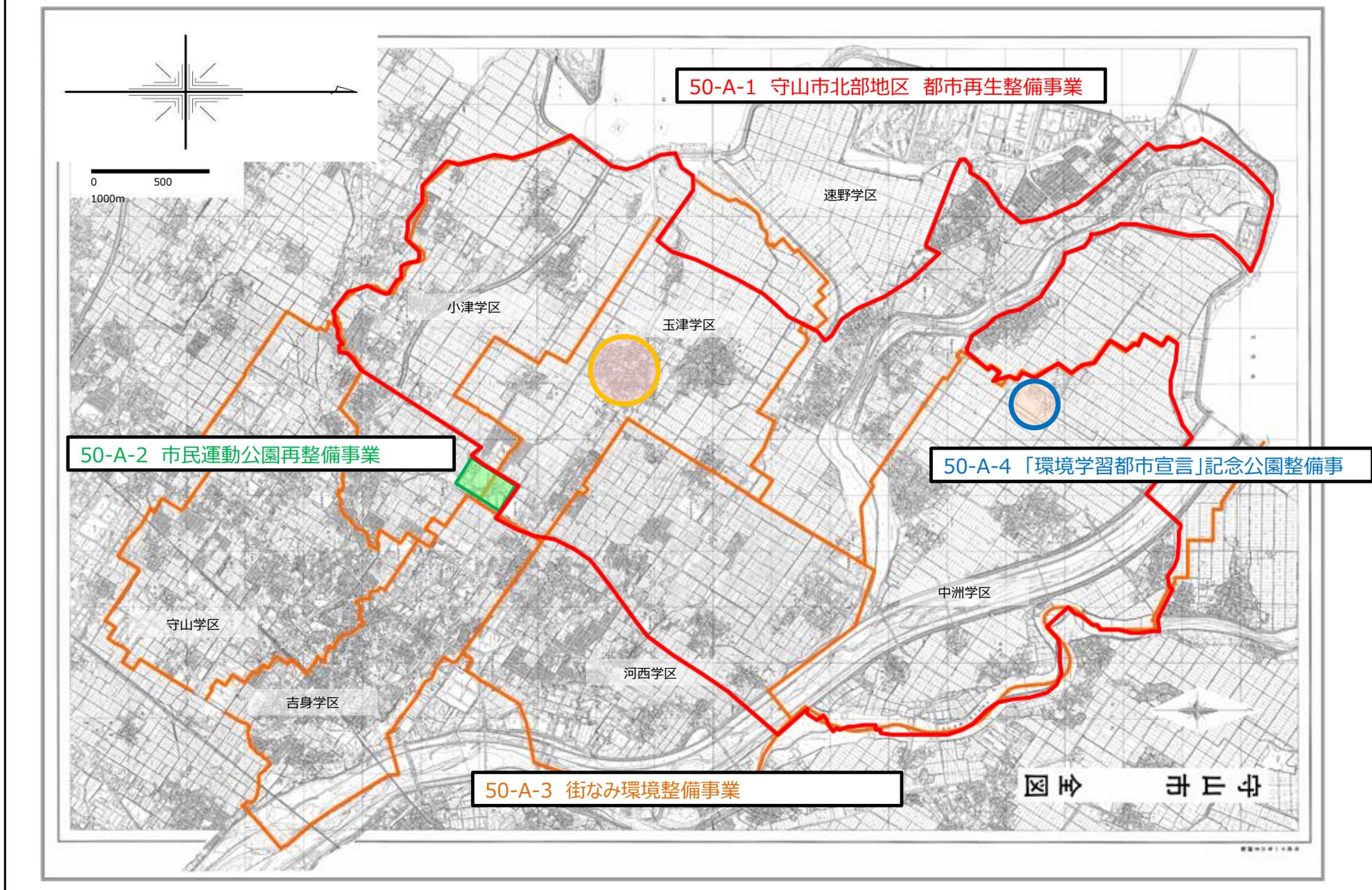
事前評価チェックシート

計画の名称： 守山市版「地方創生」守山まるごと活性化

事 前 評 価	チェック欄
I. 目標の妥当性 都市再生基本方針との適合等 1) まちづくりの目標が都市再生基本方針と適合している。	○
I. 目標の妥当性 都市再生基本方針との適合等 2) 上位計画等と整合性が確保されている。	○
I. 目標の妥当性 地域の課題への対応 1) 地域の課題を踏まえてまちづくりの目標が設定されている。	○
I. 目標の妥当性 地域の課題への対応 2) まちづくりの必要性という観点から地区の位置づけが高い	○
II. 計画の効果・効率性 目標と事業内容の整合性等 1) 目標と指標・数値目標の整合性が確保されている。	○
II. 計画の効果・効率性 目標と事業内容の整合性等 2) 指標・数値目標と事業内容の整合性が確保されている。	○
II. 計画の効果・効率性 目標と事業内容の整合性等 3) 目標及び事業内容と計画区域との整合性が確保されている。	○
II. 計画の効果・効率性 目標と事業内容の整合性等 4) 指標・数値目標が市民にとって分かりやすいものとなっている。	○
II. 計画の効果・効率性 目標と事業内容の整合性等 5) 地域資源の活用はハードとソフトの連携等を図る計画である。	○
II. 計画の効果・効率性 事業の効果 1) 十分な事業効果が確認されている。	○
II. 計画の効果・効率性 事業の効果 2) 事業連携等による相乗効果・波及効果が得られるものとなっている。	○
III. 計画の実現可能性 地元の熱意 1) まちづくりに向けた機運がある。	○
III. 計画の実現可能性 地元の熱意 2) 住民・民間事業者等と協力して計画を策定している。	○
III. 計画の実現可能性 地元の熱意 3) 継続的なまちづくりの展開が見込まれる。	○
III. 計画の実現可能性 円滑な事業執行の環境 1) 計画の具体性など、事業の熟度が高い。	○

(参考図面)

計画の名称	50 守山市版「地方創生」守山まるごと活性化	交付対象	守山市
計画の期間	平成27年度 ~ 令和1年度 (5年間)		



都市再生整備計画

もりやましほくぶ
守山市北部地区

しが もりやま
滋賀県 守山市

令和2年3月

事業名	確認
都市構造再編集中支援事業	<input type="checkbox"/>
都市再生整備計画事業	<input checked="" type="checkbox"/>
まちなかウォークアブル推進事業	<input type="checkbox"/>

目標及び計画期間

都道府県名	滋賀県	市町村名	守山市	地区名	守山市北部地区	面積	2,341 ha
計画期間	平成 27 年度 ~ 令和 1 年度	交付期間	平成 27 年度 ~ 令和 1 年度				

目標
 ・公共交通の利用と連携した中心市街地の賑わいの再生
 ・歴史的資源を活用した魅力の向上
 ・既成市街地外縁部における生活機能の確保

目標設定の根拠
 まちづくりの経緯及び現況
 本市では、住みやすさの維持・向上を目指して、これまでから都市再生整備計画を策定し、市全体の活性化に取り組んできた。
 ・守山市市街地地区 (H18～21終了) エリア概要：守山市南部
 ・守山市北部地区 (H20～24終了) エリア概要：守山市北部
 ・守山市中心市街地地区(H22～25終了) エリア概要：守山市中心市街地
 ・守山市中部地区 (H24～28) エリア概要：守山市中部
 ・守山市南部地区 (H25～29) エリア概要：守山市南部（地方都市リノベーション事業）

本地区は、琵琶湖を臨む湖辺交流ゾーンおよび中部田園地域に含まれ、琵琶湖岸と野洲川の恩恵による肥沃な土地に成立した古くからの集落がある田園地帯で、歴史・自然環境などの様々な資源が豊かな地域である。また、本市は昭和45年の市政施行以来一貫して人口が増加しており、日本創生会議・人口減少問題検討分科会提言（平成26年5月8日：座長増田寛也）においても、2040年総人口は増加すると見込まれている。しかし、本市の人口は駅前を中心とする市街化区域では増加する一方で、本地区では人口が減少し、同時に少子・高齢化も進み、地域活動等にも影響が出始めており、地域の活力やコミュニティの維持・向上を図ることが求められている。本地区に有する、野洲川や大川などの自然資源を活かし整備することで、水辺・自然環境を生かしたまちづくり、人とひとの絆や元気な地域コミュニティの活性化を図る。

課題
 【自然的環境の保全・活用】
 【人が交流する機能の充実・強化】
 ・本市は、野洲川や琵琶湖岸等水辺の自然環境に恵まれたまちです。しかし、一部でまちの姿が変わりつつあります。先人から受け継がれてきた自然的・歴史文化的環境を保全しながら、これらを豊かな暮らしや文化の醸成、地域の魅力づくりなどへと活用していくことが求められており、これらを結び活用して、多様な交流活動を行う憩いの場としていくことが求められます。

【コミュニティの維持・向上（少子・高齢化、人口減少への対応）】
 ・本地区では人口が減少し、少子・高齢化や小規模世帯の増加が進んでいます。
 ・地域活動等にも影響が出始めており、地域の活力やコミュニティの維持・向上を図ることが求められます。

将来ビジョン(中長期)
 ○守山市都市計画基本方針〔マスタープラン〕（平成19年7月）（抄）
 ・豊かな自然環境や歴史的・自然的資源の保全を図るとともに、これらを活用したまちづくりを推進することが求められています。
 ・親水機能を有した水辺の散策路や広場などを整備し、水と緑と人が出会う水辺空間づくりを推進します。
 ・大川の水質浄化を図るとともに、植樹等により美しい水辺空間の整備を推進します。
 ・地域の活力やコミュニティの維持・向上の観点から、既存集落に人口を定着させることが求められます。

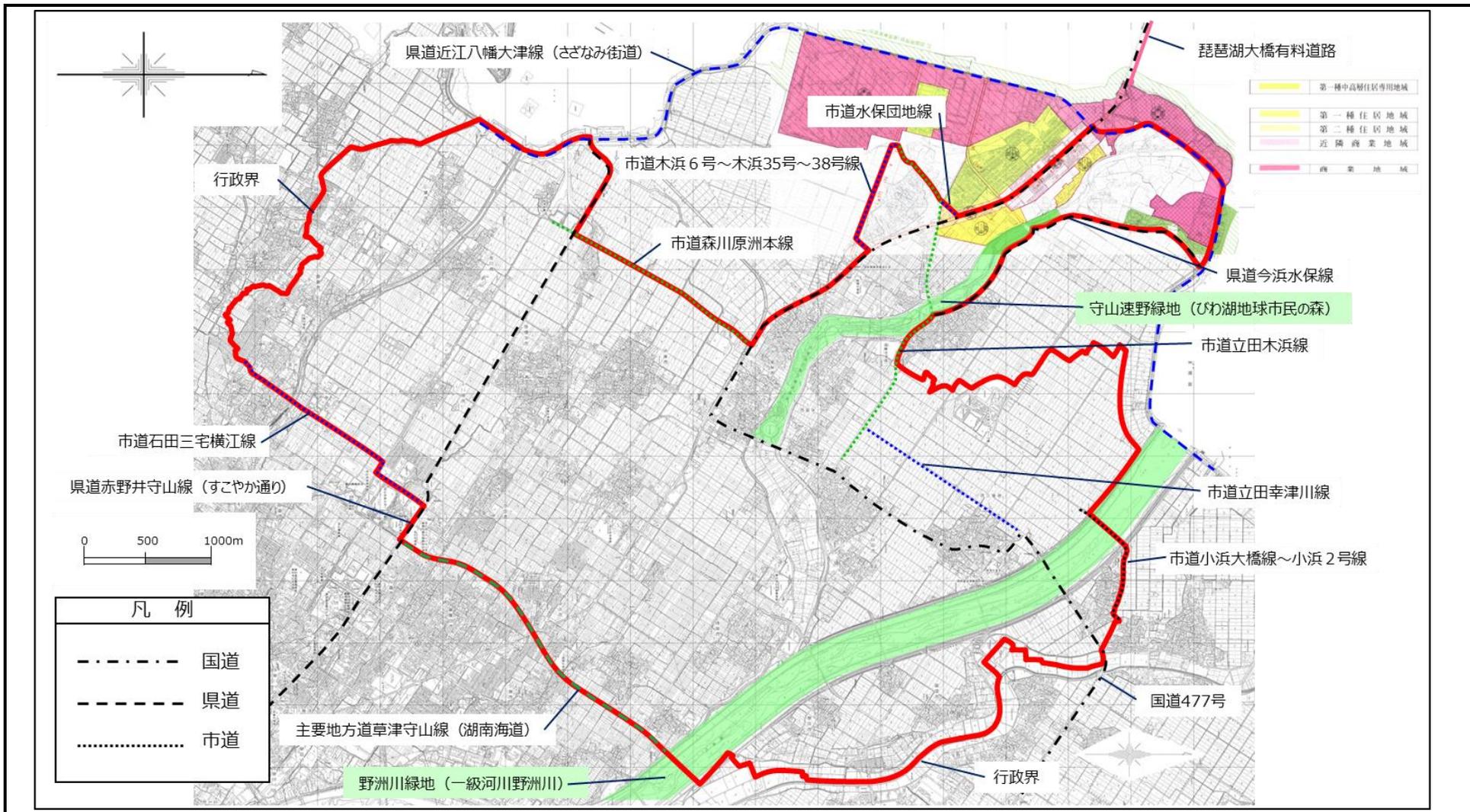
○第5次守山市総合計画（平成22年9月）（抄）
 ・湖辺交流ゾーン
 希少かつ風光明媚な自然環境や景観を行かした市民の憩いの場としてレクリエーション機能の強化を図っています。
 ・中部田園地域
 地域コミュニティの維持や活性化の観点から地区計画制度を活用し、自然環境との調和、環境保全に対する十分な配慮を行います。

目標を定量化する指標

指 標	単 位	定 義	目標と指標及び目標値の関連性	従前値	基準年度	目標値	目標年度
守山市の水辺に親しみを感じている人の割合	%	市の市民意識調査（H24年度 配布2,500（回収率45.1%）、2年毎に定例実施）	区域内を整備し、守山市の水辺に親しみを感じている人の割合の増加を目指す。	50.9%	H24	60.0%	H30
地区内人口	人/年	市の人口統計（推計：当該地区は年間約31人每人人口減少。H26年度18,367人→令和1年度18,212人（△155人））	区域内を整備することにより、人口維持・増加を目指す。（R1年度推計18,212人⇒18,400人（188人増））	18,367人	H26	18,400人	R1
地域コミュニティの参加割合	%	市の市民意識調査（H24年度 配布2,500（回収率45.1%）、2年毎に定例実施）	区域内を整備すると共に住民によるまちづくり活動を支援し、地域行事に参加する人の割合の増加を目指す。	63.4%	H24	66.0%	H30

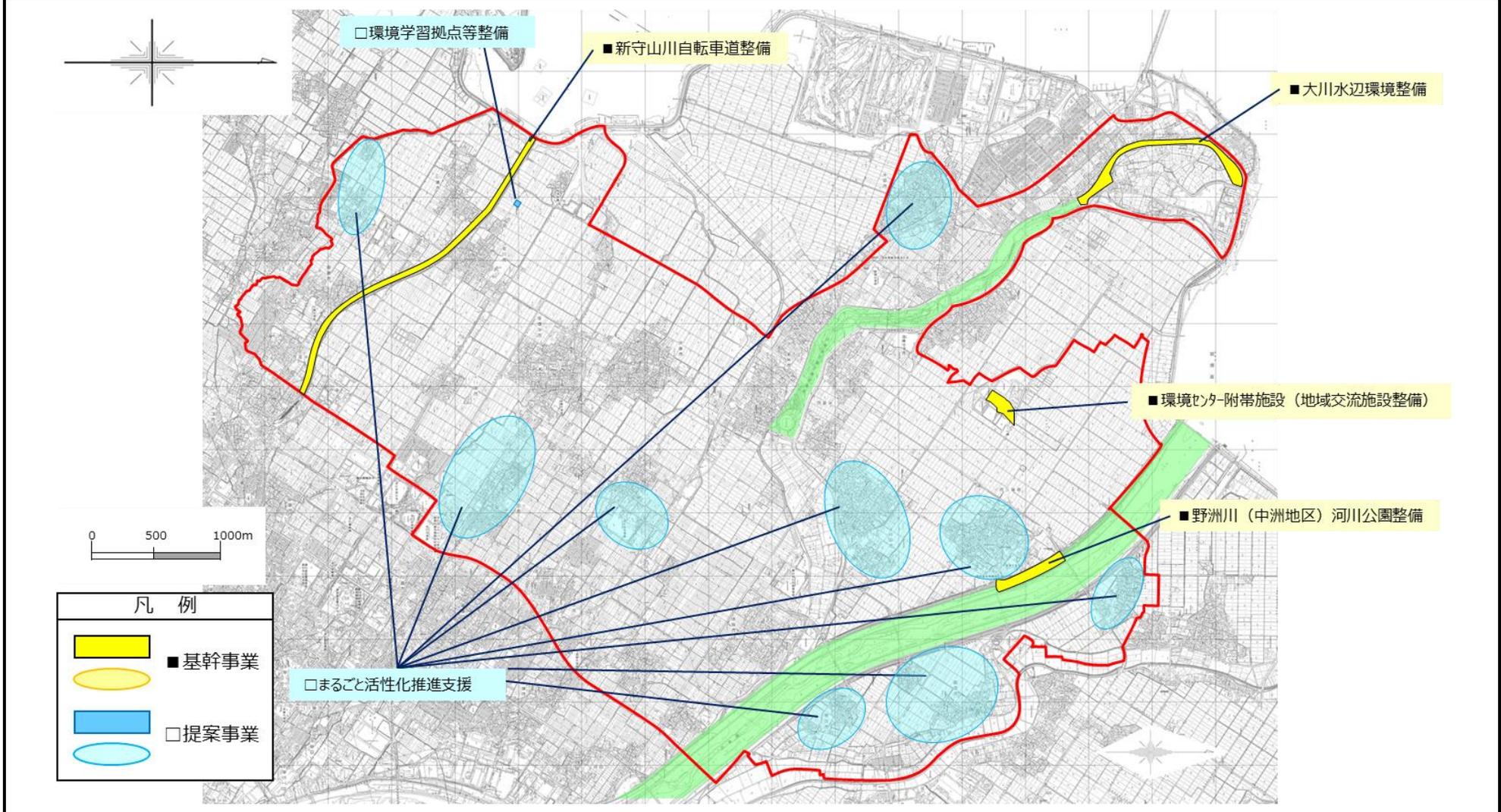
計画区域の整備方針	方針に合致する主要な事業
<p>1 水辺・自然環境を生かしたまちづくり</p> <p>○地域の方が「これまでから大切にしてきたもの」「これからも大切にしたいもの」など地域資源（すなわち地域の「たからもの」）を“活かし”魅力的な水辺空間を整備するとともに、これらを“つなげる”ことにより多様な交流活動を行う憩いの場づくりを進める。</p> <hr/> <p>2 人とひとの絆や元気な地域コミュニティの活性のまちづくり</p> <p>○「自分たちが住む地域を良くしたい」との地域の思いを大切に、「これからもこのまちに住み続けたい」というニーズに対応するべく、地域住民によるまちづくりの活動支援を進める。</p>	<p>【基幹事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■野洲川（中洲地区）河川公園整備 ■大川水辺環境整備 ■新守山川自転車道整備 ■環境センター附帯施設（地域交流施設） <p>【提案事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>環境学習拠点等整備 <input type="checkbox"/>まるごと活性化推進支援
<p>その他</p> <p>(参考)</p> <p>○守山まるごと活性化プラン（平成26年3月）（抄）</p> <p>第1章</p> <p>1 計画がめざすもの</p> <p>本市は、滋賀県の中央に位置し、野洲川や琵琶湖の自然、伊勢遺跡や中山道等の歴史文化などの蓄積があるまちです。交通や公共施設等の利便性に恵まれ、市外から多くの人が移り住み人口が順調に増加しています。まちの暮らしやすさ、魅力をさらに高め、市民一人一人の暮らしを豊かにしていくためには、市全体として取り組むのはもちろんのこと、市内の各地域の発想でまちづくりを進めていくことが大切です。地域が持つ個性を見直し、これを活かして磨きあげ、それぞれの地域が光ることで、本市全体を大きく輝かせることができます。そして、この取り組みは、地域にお住まいの小・中学生や女性、子育て世代等、老若男女、あらゆる世代の人々が数多く参加され、一緒に地域のことを考え行動していくという姿勢でのぞむことが大切です。また、行政も地域まるごと、ひいては市まるごとの活性化が図られるよう積極的に支援を進めます。</p> <p>この計画は、地域にある歴史、自然、生活などの様々な資源～たからもの～を活かすこと、「ないもの」ねだりではなく「あるもの」を活かすことを基本に、各学区で地域課題の解決と魅力的な地域の創造に取り組み、活性化を実現していくための指針として策定するものです。</p> <p>地域と行政が連携して計画を考え具体化させていく中で、50年、100年先に続く、まちへの「愛着と誇り」の醸成、人とひとの絆や元気な地域コミュニティの活性化、取り組みへの参加を通じたまちづくりの担い手づくりなどを実現し、「住みやすさ日本一のまち守山」の創出をめざしていくものです。</p> <p>(関連事業)</p> <p>守山市では、最重要課題であります「環境施設の更新」につきましては、平成25年7月に環境施設対策市民会議を設置し、更に、市議会において、環境施設対策特別委員会を設置いただき、施設更新に十分な議論を重ねております。</p> <p>環境センターは環境施設（熱回収施設およびリサイクル施設）に加えて、多くの市民や来訪者が訪れ、子どもから高齢者までが集い、一日滞在ができるような環境、文化、健康施設の整備を行うとともに、当該地域の豊かな自然環境や地域資源（地球市民の森、美崎公園、おうみんちフルーツランド、ビックレイク等）と連携を図る中で、地域全体の活性化を目指す。</p>	

<p>守山市北部地区(滋賀県守山市)</p>	<p>面積 2,341 ha</p>	<p>区域 大林町地先、欲賀町地先、森川原町地先、山賀町地先、杉江町地先、三宅町地先、赤野井町地先、矢島地先、石田地先、十二里地先、播磨田地先、荒見町地先、笠原町地先、洲本町地先、木浜町地先、今浜町地先、水保町地先、新庄町地先、服部町地先、立田町地先、幸津川町地先、小浜町地先</p>
------------------------	------------------------	--



守山市北部地区(滋賀県守山市) 整備方針概要図(都市再生整備計画事業)

目標	水辺・自然環境を生かしたまちづくり 人とひとの絆や元気な地域コミュニティ活性のまちづくり	代表的な 指標	水辺に親しみを感じる割合 (%)	50.9 (H24年度) →	60 (H30年度)
			地区内人口 (人/年)	18,367 (H26年度) →	18,400 (R01年度)
			地域コミュニティの参加割合 (%)	63.4 (H24年度) →	65 (H30年度)

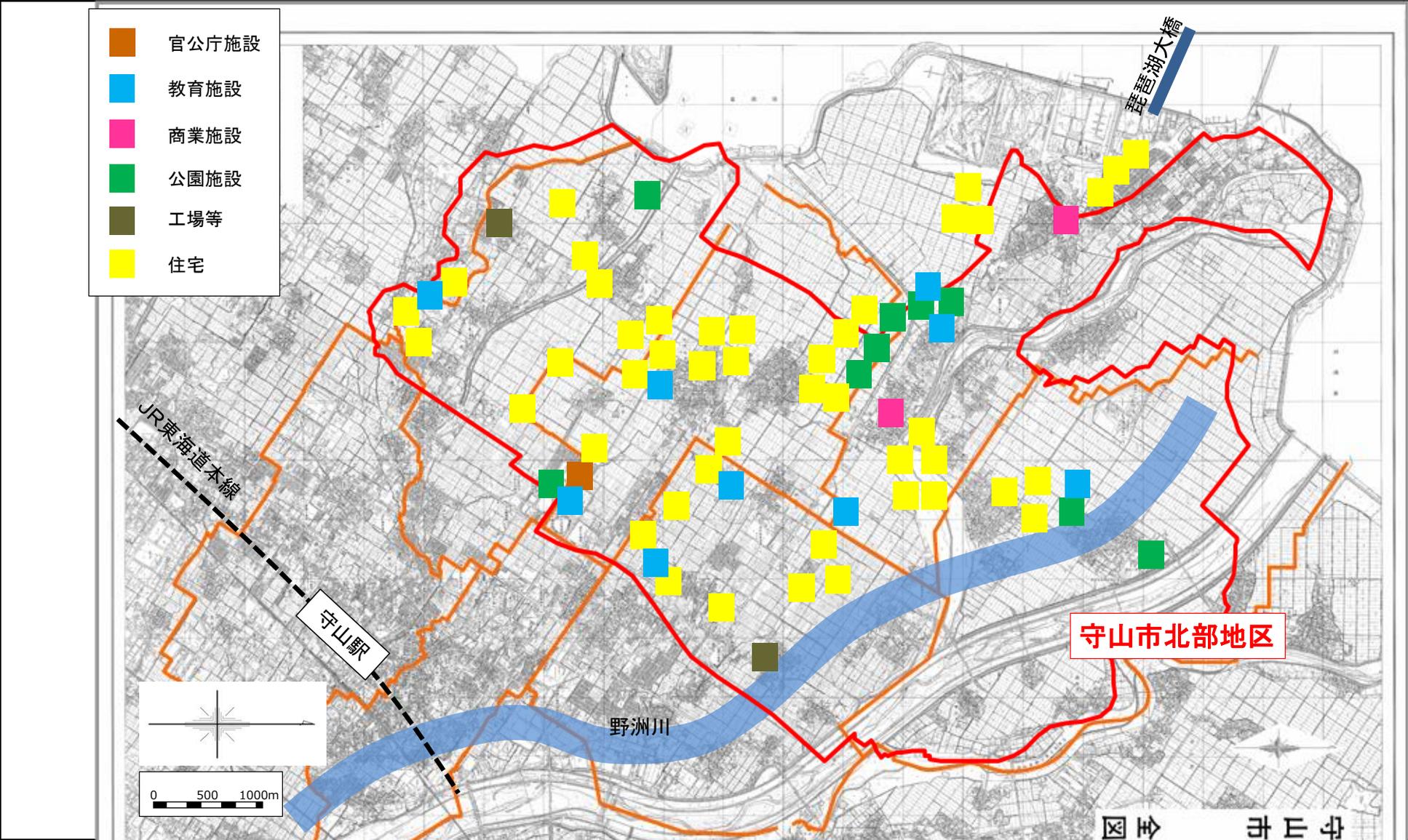


都市再生整備計画の添付書類等

交付対象事業別概要

もりやまし ほくぶ ちく しが もりやまし
守山市北部地区 (滋賀県守山市)

守山市北部地区(滋賀県守山市) 現況図



守山市北部地区 現況図

交付限度額算定表(その1)

守山市北部地区(滋賀県守山市) 兼式(2)-③

各事業の交付要綱に掲げる式による交付限度額の合計(X)	316.6 百万円	規則第16条第1項に基づく交付限度額(Y)	109,470.0 百万円	X ≤ Yゆえ、本計画における交付限度額	316.6 百万円
-----------------------------	-----------	-----------------------	---------------	----------------------	-----------

規則第16条第1項に基づく限度額算定

Au	9,364,000 m ²
公共施設の上限整備水準	23,410,000 m ²

当該区域の特性に応じて国土交通大臣が定める割合	○	区域の面積が10ha未満の地区	0.50
		最近の国勢調査の結果による人口集中地区内	0.45
		その他の地域	0.40

Ci	0 円/m ²
-----------	--------------------

単位面積あたりの標準的な用地費	
標準地点数	
公示価格の平均値(円/m ²)	
単位面積あたりの標準的な補償費	
当該区域内の戸数密度(戸/m ²)	
標準補償費(円/戸)	44,000,000

Cf	23,000 円/m ²
-----------	-------------------------

控除額	0 百万円
------------	-------

まちづくり交付金とは別に国庫補助事業等により整備する施設		
施設名(事業名)	面積(m ²)	国庫補助事業費等(百万円)
合計	0	0

Ap	171 m ²
-----------	--------------------

公共施設の現況整備水準	
整備水準が明らかになっている類似市街地等からの推定	
推定現況整備水準(小数第2位まで)	0.01
推定公共施設面積(m ²)	234100

個別公共施設の積み上げ		
	面積(m ²)	割合
道路	-	
公園	8	0
広場	-	
緑地	163	0
公共施設合計	171	0

Cn を考慮しない場合の交付限度額(Y1)	107684 百万円
------------------------------	------------

ΣCn	3,572,000,000 円
------------	-----------------

下水道	0 円
区域面積(m ²)	23,410,000
うち現況の供用済み区域面積(m ²)	
標準整備費(円/m ²)	3,600

○ 地域交流センター等の公益施設(建築物)	3,572,000,000 円
上限床面積(m ²)	9,400
標準整備費(円/m ²)	380,000

調整池	0 円
調整池の容積(m ³)	
標準整備費(円/m ³)	140,000

河川	0 円
河川整備延長(m)	
標準整備費(円/m)	3,700,000

住宅施設	0 円	
建設予定戸数(戸)		
超高層		
一般		
合計	0	
標準整備費(円/戸)		
超高層	一般	
北海道特別地区	41,310,000	33,500,000
北海道一般地区	38,190,000	30,990,000
特別地区	49,120,000	35,690,000
大都市地区	37,170,000	30,180,000
多雪寒冷地区	41,510,000	32,370,000
奄美地区	39,520,000	35,640,000
沖縄地区	30,280,000	30,280,000
一般地区	33,700,000	28,640,000

市街地再開発事業による施設建築物	0 円
施設建築物の延べ面積(m ²)	
標準共同施設整備費(円/m ²)	132,000

電線共同溝等	0 円
電線共同溝等延長(m)	
標準整備費(円/m)	680,000

人工地盤	0 円
人工地盤の延べ面積(m ²)	
標準整備費(円/m ²)	5,300,000

協議して額を定める大規模構造物等	0 円	
大規模構造物等	協議状況	整備費(円)

Cn を考慮した場合の交付限度額(Y2)	109470 百万円
-----------------------------	------------

各事業の交付要綱に掲げる式による交付限度額(活用する交付金の欄のみご記載ください。)

<都市構造再編集中支援事業>	
交付限度額(X1)	百万円

<都市再生整備計画事業>	
交付限度額(X2)	316.6 百万円

<まちなかウォークラブル推進事業>	
交付限度額(X3)	百万円

(参考) 交付限度額算定表(都市再生整備計画事業(通常))

※本シートについて、各自治体が交付限度額を算出する上での参考として添付しているものです。事業毎に状況が異なりますので、各自治体の責任において適切に交付限度額を算出するようお願いいたします。

交付要綱に掲げる式による限度額算定(詳細)

※水色のセルに事業費等必要事項を入力して下さい。(事業費の単位:百万円)

○交付対象事業費(必ず入力)

交付対象事業費	基幹事業合計(A)	787.600	A (事業費)	1)式で求まる額(4/10*(A+B))	316.560	① (国費)
	提案事業合計(B)	3.800	B (事業費)	2)式で求まる額(5/9*A)	437.556	② (国費)
	合計(A+B)	791.400	(事業費)	上記①、②の小さい方	316.560	③ (国費)
	提案事業割合(B/(A+B))	0.005		国費率(③÷(A+B))	0.400	④ (国費率)

○拡充の有無

以下の拡充がある場合は、該当する欄に○を入力。

・3)式の適用[提案事業枠2割拡充]		(選択)	⇒ 3)式で求まる額(5/8*A)	0.000	⑤ (国費)
--------------------	--	------	-------------------	-------	--------

○交付限度額、国費率

交付限度額	316.560	⑥ (国費)
国費率	0.400	⑦ (国費率)

交付限度額算定表(その2)(都市再生整備計画事業)

※本シートについて、各自治体が交付限度額を算出する上での参考として添付しているものです。事業毎に状況が異なりますので、各自治体の責任において適切に交付限度額を算出するようお願いいたします。

交付要綱に掲げる式による限度額算定(詳細)

※水色のセルに事業費等必要事項を入力して下さい。(事業費の単位:百万円)

○交付対象事業費

交付対象事業費	基幹事業合計(A)	787.600	A (事業費)	1)式で求まる額(4/10*(A+B))	316.560	① (国費)
	提案事業合計(B)	3.800	B (事業費)	2)式で求まる額(5/9*A)	437.556	② (国費)
	合計(A+B)	791.400	(事業費)	上記①、②の小さい方	316.560	③ (国費)
	提案事業割合(B/(A+B))	0.005		国費率(③÷(A+B))	0.400	④ (国費率)

○拡充の有無

以下の2つの拡充のうち、いずれかの拡充がある場合は、該当する欄に○を入力。

・3)式の適用[提案事業枠2割拡充]		(選択)	⇒	3)式で求まる額(5/8*A)	0.000	⑤ (国費)
・4)式の適用[都市再生緊急整備地域等の国費率45%拡充]		(選択)		3)式の適用後(適用がある場合は3式反映)	316.560	⑥ (国費)
				3)式適用後の国費率(⑥÷(A+B))	0.400	⑦ (国費率)

○4)式の適用がある場合の事業費等

4)式の適用がある場合は、以下に事業費等を入力。

4)式の適用を受ける場合	計画の認定等の年度末までの執行事業費(F)		F (事業費)	適用前の国費率※		⑧ (国費率)	
	適用対象となる交付対象事業費(A"+B")	0.000	(事業費)	※計画認定日の属する年度の年度末における1)式から3)式を適用して算出した交付限度額を交付対象事業費の事業費で除した値			
	適用対象となる基幹事業合計(A")		A" (事業費)	⇒	適用対象事業費から求まる限度額	0.000	⑨ (国費)
	適用対象となる提案事業合計(B")		B" (事業費)		適用後の国費率(⑨÷(A"+B"))	#DIV/0!	⑩ (国費率)
	適用対象事業のうち翌年度以降の執行事業費(H)		H (事業費)		4)式適用後の限度額(⑧×F+⑩×H)	#DIV/0!	⑪ (国費)

※都市再生整備計画事業の当初から4)式の適用を受ける場合は、Fの欄を記入せず、A"、B"を記入し、A"=A、B"=B、H=A"+B"=A+Bとなる。

↓

交付限度額	316.560	⑫ (国費)
-------	---------	--------

○交付限度額、国費率

交付対象事業費(A+B)	791.4	(事業費)	交付要綱に基づく交付限度額 (⑫を1万円の位を切り捨て)	316.5	⑬ (国費)
			国費率	0.400	⑭ (国費率)

年次計画(都市再生整備計画事業)

様式(2)-⑤-2
(事業費:百万円)

基幹事業		事業箇所名	事業主体	交付対象 事業費	令和	年度	令和	年度	令和	年度	令和	年度	令和	年度
事業	細項目													
道路														
公園		野洲川(中洲地区)河川公園整備	守山市	93.7		56.6		28.8		8.3				
古都保存・緑地保全等事業														
河川														
下水道														
駐車場有効利用システム														
地域生活基盤施設														
高質空間形成施設		新守山川自転車道整備	守山市	83.7				14.8				68.9		
		大川水辺環境整備	守山市	111.1		62.1		49.0						
高次都市施設	地域交流センター	環境センター-附帯施設整備(地域交流施設整備)	守山市	499.1				18.1				108.3		372.7
	観光交流センター													
	まちおこしセンター													
	子育て世代活動支援センター													
	複合交通センター													
既存建造物活用事業														
土地区画整理事業														
市街地再開発事業														
住宅街区整備事業														
バリアフリー環境整備促進事業														
優良建築物等整備事業														
住宅市街地総合整備事業														
街なみ環境整備事業														
住宅地区改良事業等														
都心共同住宅供給事業														
公営住宅等整備														
都市再生住宅等整備														
防災街区整備事業														
計				788		119		111		8		177		373

提案事業		事業箇所名	事業主体	交付対象 事業費	令和	年度								
事業	細項目													
地域創造 支援事業	環境学習拠点等整備	杉江地先	守山市	2.5								2.5		
事業活用 調査														
まちづくり活動 推進事業	まるごと活性化推進支援		守山市	1.3		1.3								
計				4		1		0		0		3		0
合計				791		120		110.7		8.3		179.7		372.7
累計進捗率(%)						15.2%		29.2%		30.2%		52.9%		100.0%

(参考)都市構造再編集集中支援事業関連事業		事業箇所名	事業主体	交付対象 事業費	令和	年度								
事業														
合計				0		0		0		0		0		0
累計進捗率(%)						#DIV/0!								

(参考)関連事業		事業箇所名	事業主体	全体 事業費	令和	年度								
事業														
合計				0		0		0		0		0		0
累計進捗率(%)						#DIV/0!								

公園(都市公園補助事業採択要件外)

公園等名(*1)	種別等(*2)	事業主体(*3)	概要(面積(m ²)等) (*4)	交付期間内 事業費(百万円)	交付期間内事業費内訳			備考(*5)
					設計費 (百万円)	用地費 (百万円)	施設整備費 (百万円)	
野洲川(中洲地区)河川公園	無	守山市	親水公園(17,000m ²)	93.7	0.4		93.3	広場張芝、園路、健康遊具設置等
合計	—	—	—	93.7	0.4		93.3	—

*1 公園等名ごとに1行ずつ記入。足りない場合は、適宜行を追加すること。

*2 「種別等」欄には、都市公園の種別である「街区公園」、「近隣公園」、「地区公園」、「特定地区公園」、「総合公園」、「運動公園」、「動植物公園」、「歴史公園」、「広域公園」、「レクリエーション都市」、「風致公園」、「墓園」、「緩衝緑地」、「都市緑地」、「緑道」のいずれかを記入。

都市公園でない場合は「無」を記入し、「概要(面積等)」欄に制度上の位置付け(条例設置公園等)を簡潔に記載。

*3 「事業主体」欄には、事業の施行者を記入。(間接交付の場合は、交付金事業者ではなく、「第三セクター」等の施行者を記入。)

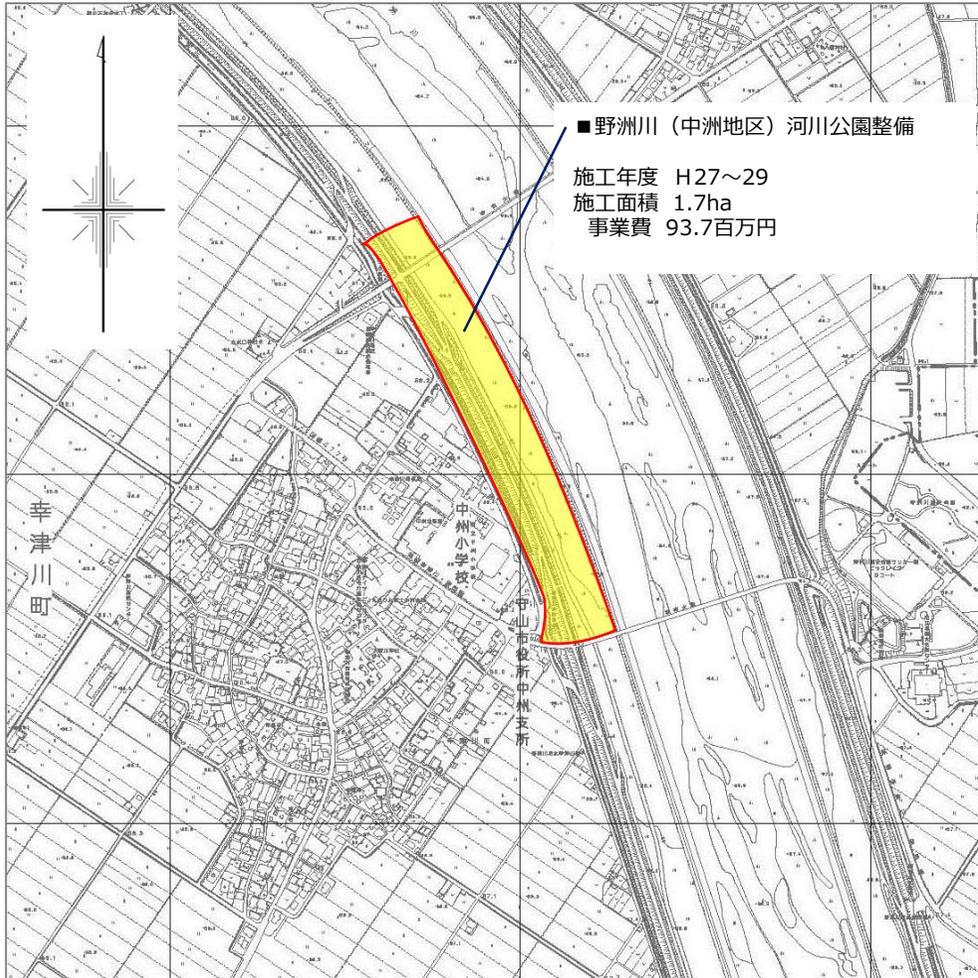
*4 「概要(面積(m²)等)」欄には、都市公園でない場合に公園としての制度上の位置づけを記入する他、計画面積(単位: m²)等を記入すること。

*5 「備考」欄には整備する主な施設(園路、植栽、あずまや、体験学習施設等)を簡潔に記載。

*6 青色で着色してあるセルは自動計算されるので入力しないこと。

【 基幹事業 】公園事業

野洲川（中洲地区）河川公園整備事業



【 事業内容 】

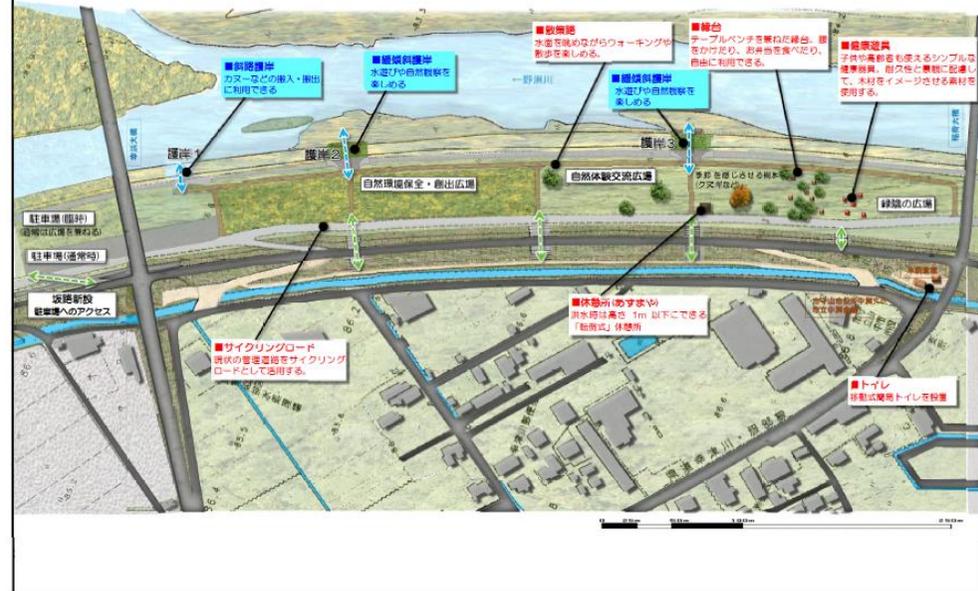
現在の一級河川野洲川（野洲川新放水路）は、過去の水害の歴史から、水と親しむ親水性よりも、水害を防ぐ治水対策に重点が置かれている。しかし、地元の住民は治水に影響のない範囲で昔のような水と親しめる野洲川の整備を切望されている。

平成25年度には、これらの背景を踏まえて、地元住民の意見をワークショップを通して汲み取り、利活用に向けての整備構想を作成した。

事業内容として、「サイクリングロード」、「環境学習の場」、「水と親しむことができる施設」などを整備するものである。

※ 国土交通省かわまちづくり支援制度「地域と連携した川づくりに係る計画」（平成26年登録）「中洲地区かわまちづくり」において、国土交通省が実際の散策路および緩やかな傾斜の護岸整備を行う。

野洲川（中洲地区）河川公園整備構想



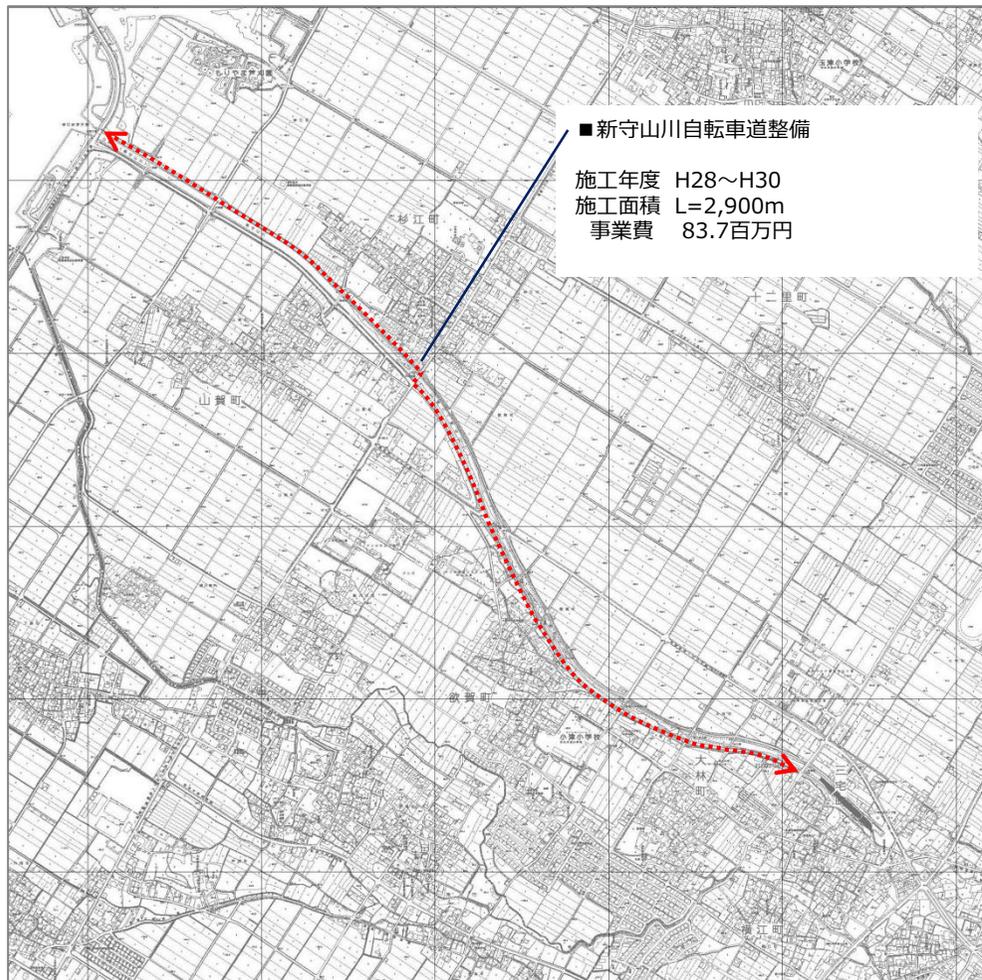
高質空間形成施設

単位:百万円

交付対象施設	施設名	事業主体	概要 (箇所数、規模等)	交付期間内 事業費	交付期間内事業費内訳			備考
					設計費	用地費	施設整備費	
緑化施設等(植栽・緑化施設、せせらぎ・カスケード、カラー舗装・石畳、照明施設、給電・給排水施設、ストリートファニチャー・モニュメント、土塁、堀跡等)	新守山川自転車道	守山市	L=2,900m	83.7	27.3		56.4	
電線類地下埋設施設								
電柱電線類移設								
地域冷暖房施設						—	—	
歩行支援施設、障害者誘導施設等	大川ウッドデッキ	守山市	1箇所、L=250m 準用河川大川河口に 水環境に親しむウッド デッキを整備	111.1			111.1	
情報化基盤施設								
合計	—	—	—	194.8	27.3	0	167.5	

【 基幹事業 】高質空間形成施設事業

新守山川自転車道整備事業



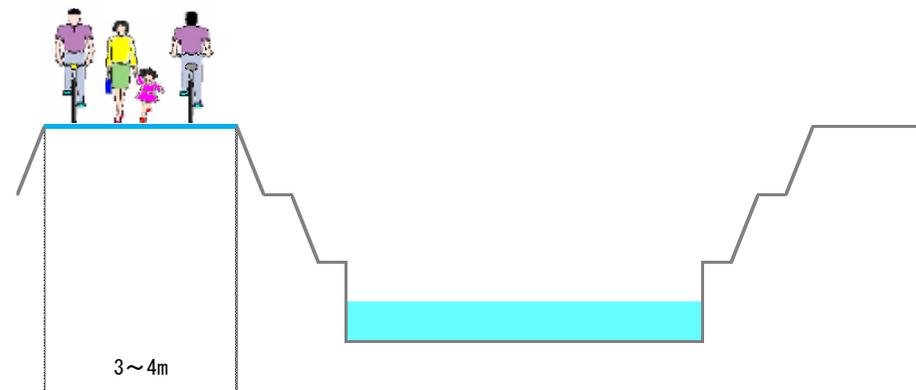
【 事業内容 】

地域の人々同士のつながりを強めるとともに、地域資源や地域環境を守る意識を高める(※)ため、新守山川の自転車道を整備する。

もって、整備された施設での、各種取組み等を通して自然とふれあい、愛着を持つ住みやすい風土づくりを推進します。

※すでに地域住民が協力して行っている桜並木の手入れや河川清掃を施設整備からも支援を行う。

(断面イメージ)



(現況写真)



(整備イメージ)



【 基幹事業 】高質空間形成施設事業

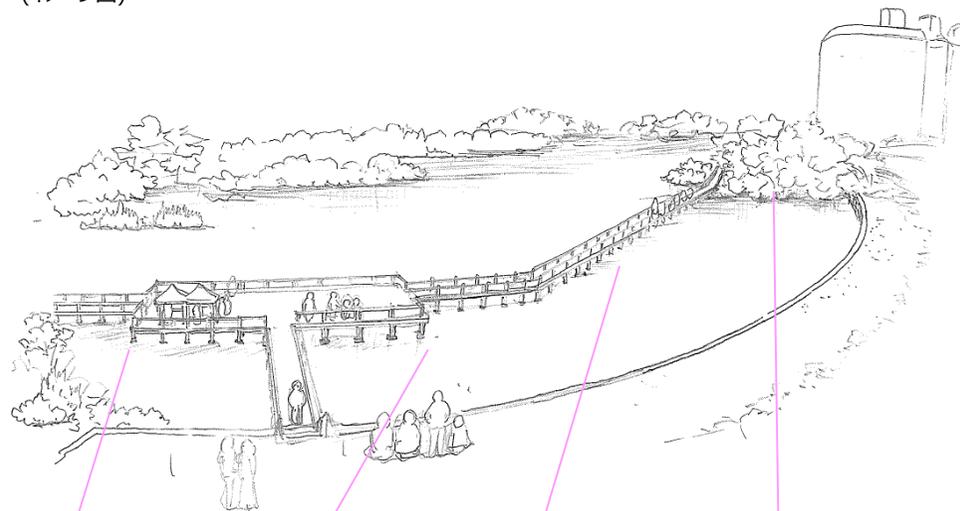
準用河川大川水辺環境（大川ウッドデッキ）整備事業



【 事業内容 】

旧野洲川の豊かな自然と湖周道路に近い立地を活かし、大川と周辺自然環境を環境学習の場として、地域の人々や来訪者にやすらぎとるおいを与える空間を創出します。

(イメージ図)



(写真1)



(写真2)

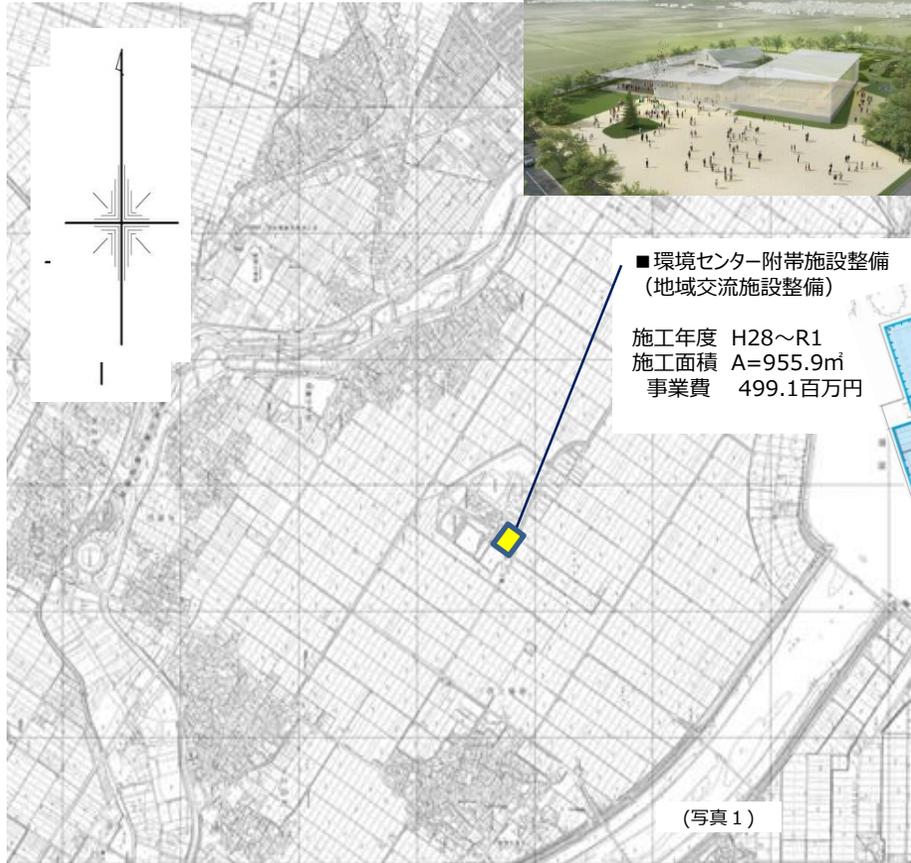


【 基幹事業 】高次都市施設

環境センター-附帯施設整備（地域交流施設整備）

【 事業内容 】

改修を予定している環境施設（熱回収施設・リサイクル施設）の附帯施設であり、既存の施設との相乗効果を図り、整備に係る基本方針の1つとして、「市民に愛され、地域の活性化に資する施設であり、地域コミュニティの形成を維持し、市民に愛され、地域の活性化に資する施設とすると共に市民が集い、学び、触れ合えることのできる機能を備えた守山のシンボルとなる施設としていく。」ことを掲げる施設を整備する。



■ 環境センター-附帯施設整備
（地域交流施設整備）

施工年度 H28～R1
施工面積 A=955.9㎡
事業費 499.1百万円

(写真1)

(イメージ図)



交付対象面積および計画事業費算出表(変更後)

都市再生推進事業区域 (㎡)	
環境展示室	20.66
ワークスペース	132.96
工作室	91.03
学習室	99.36
調理・飲食スペース	47.58
交流・学習スペース	309.58
共有コーナー	24.91
小計 (a)	726.08
都市公園事業区域 (㎡)	
温水プール	1,224.64
トレーニングルーム	53.10
湯浴施設	154.32
事務室	99.36
体育館	579.90
観覧スペース	34.85
小計 (b)	2,146.17
共有部分 (㎡)	
共有スペース	908.96
小計 (c)	908.96
区域面積比	
都市再生 (e)	25.28 (a)/(a+b)
都市公園 (f)	74.72 (b)/(a+b)
共有スペース按分	
都市再生 (g)	229.78 (c)×(e)
都市公園 (h)	679.18 (c)×(f)
都市再生事業面積 (㎡) (i)	
	955.86 (a)+(g)
都市公園事業面積 (㎡) (j)	
	2,825.35 (b)+(h)
計画事業費	
都市再生	
交付対象面積 (㎡)	955.86
交付対象事業費 (円)	499,070,367
対象国費費 (円)	72,545,000
都市公園	
交付対象面積 (㎡)	2,825.35
交付対象事業費 (円)	1,327,664,000
対象国費費 (円)	663,832,000
計	
交付対象面積 (㎡)	3,781.21
交付対象事業費 (円)	1,826,734,367
対象国費費 (円)	736,377,000

- ・調理・飲食スペースでは軽食の提供を検討。収益を上げるものではない。
- ・整備後に都市再生整備計画による交付金対象施設と、他交付金事業による施設との管理区分を明確に示す。

<事業活用調査・まちづくり活動推進事業・地域創造支援事業>

【記入要領】

- ・行が足りない場合は適宜追加すること。
- ・「事業名」欄は、交付対象事業名(事業活用調査、まちづくり活動推進事業、地域創造支援事業)を記載したうえで、事業の内容を明確に表す語句を記入すること。
まちづくり活動推進事業については、交付対象事業名のあとにカッコで以下のどれに該当するかを記載すること。

まちづくり活動推進事業 : 「啓発・研修活動」、「情報収集・提供活動」、「専門家の派遣」、「社会実験」、「まちづくり活動の支援方策検討」

記載例) ■まちづくり活動推進事業(啓発・研修活動)

ワークショップ開催

■地域創造支援事業

防犯カメラ設置

- ・「事業概要」欄は、事業別に下記に留意するとともに、どこで、何をし、それが当計画の目標達成にどのように資する事業なのかが分かるように記入すること。
 - 1) 事業活用調査 : 具体的に想定されている事業について、どのような調査を行うか具体的に記載すること。
 - 2) まちづくり活動推進事業 : 具体的な事業概要に加え、どの部分までを交付対象とするか記載すること。
 - 3) 地域創造支援調査 : 具体的な事業内容に加え、どの部分までを交付対象として考えているか記載すること。
- ・「事業主体」欄は、実際に事業を行う事業の施行者名を記入すること。
- ・「規模」欄は、例えば道路なら延長、土地区画整理事業なら面積など、事業にふさわしい単位で記入すること。
- ・「交付期間内事業期間」欄は、交付期間内において実際に交付金の交付を受けようとする期間を記入すること。
- ・「交付期間内事業費」欄は、全体事業費のうち本計画の交付期間内において要する額を、「うち調査費」欄は、調査・設計・まちづくり推進活動・社会実験等のいわゆるソフト事業に要する費用を、「うち用地費」欄は、用地取得に要する費用を、「うち整備費」は、施設の整備に要する費用を記入すること。調査費、用地費、整備費の合計が交付期間内事業費となる。
- ・「事業費の用途概要」欄は、何にどの程度使うのかが分かるように記入すること。
- ・「その他」欄には、間接交付で事業を行う場合の交付金事業者の代表者、構成員数、活動実績の概要等を記載すること。

【 提案事業 】地域創造支援事業

環境学習拠点等整備事業



【 事業内容 】

小津袋、山賀内湖、芦刈園など、湖岸に位置する豊かな水資源を活用して、四季を通じて人と人が親しむことができる環境の創造を図るため、川や琵琶湖の環境を守る意識を高めるとともに、地域の人々同士のつながりを強める活動が展開できる施設として、公共下水道への切り替えによる農業集落排水施設の跡地を有効活用し、環境学習拠点等に整備を行う。

(イメージ図)



(杉江地先)



【 提案事業 】まちづくり活動推進事業

まるごと活性化推進支援

【 事業内容 】

守山市では、「住みやすさ」と「活力」の2つを兼ね備えた「住みやすさ日本一」が実感できるまち守山の実現を目指し、歴史・自然・生活などの地域資源を活かした地域の人たちが主体の魅力的なまちづくりの取り組み『守山まるごと活性化』を推進している。

当該地区では、人口・少子高齢化が進み、地域活動等にも影響が出始めており、地域の活力やコミュニティの維持・向上を図ることが求められていることから、野洲川や大川などの自然資源を活かし整備するとともに、水辺・自然環境を生かしたまちづくりを通じて、人とひとの絆や元気な地域コミュニティの活性化を図る「守山まるごと活性化プラン(※)」に基づく住民主体の活動について、その取組状況に応じて支援を行う。

※「守山まるごと活性化プラン」とは、地域にある歴史、自然、生活などの様々な資源（たからもの）を活かした魅力的な地域づくりを、地域が主体となって進めるための指針として策定されたものです。このプランに基づき地域と行政が連携して取り組み、「住みやすさ日本一」が実感できる守山の創出をめざしていくものです。

□まるごと活性化推進支援

施工年度 H27～27

事業費 1.3百万円

○守山まるごと活性化推進支援交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、守山まるごと活性化プラン（以下「プラン」という。）に基づくプロジェクトを推進することを目的として、自治会をもって構成する学区（以下「学区」という。）が取り組む事業の経費に対し、予算の範囲内で守山市まるごと活性化推進支援交付金（以下「交付金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、守山市補助金等交付規則（昭和53年規則第1号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(交付対象事業等)

第2条 交付対象者は学区とし、交付対象事業、交付金額等は別表のとおりとする。

(交付申請)

第3条 交付金を受けようとする学区（以下「対象学区」という。）は、必ず事前に当該学区を所管する地区会館（以下「所轄地区会館」という。）の長と協議の上、交付申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。この場合において、所轄地区会館の長は、交付申請書等の内容を確認した旨を証する職印を押印するものとする。

(1) 事業計画および収支予算書（別記様式第2号）

(2) その他市長が必要と認める書類

2 前項に規定する交付金の交付申請は、毎年6月末日までに行うものとする。ただし、市長がやむを得ないと認めた場合は、この限りではない。

(交付決定)

第4条 市長は、前条の交付申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めたときは、規則に定める交付決定通知書により対象学区に通知するものとする。

(交付請求)

第5条 前条の規定により通知を受けた学区（以下「交付決定学区」という。）は、交付請求書（別記様式第3号）を市長に提出しなければならない。

(概算払)

第6条 交付金は、規則第13条第2項の規定に基づき、概算払により交付する。

(実績報告)

第7条 交付決定学区は、事業終了後または当該年度終了後直ちに、規則に定める実績報告書（別記様式第4号）に次に掲げる書類を添付し、所轄地区会館を経由して市長に提出しなければならない。この場合において、所轄地区会館の長は、実績報告書等の内容を確認した旨を証する職印を押印するものとする。

(1) 事業報告および収支決算書（別記様式第5号）

(2) その他市長が必要と認める書類

施設(高次都市施設・誘導施設等)必要性

都道府県	滋賀県	市町村	守山市
地区名	守山市北部地区		
施設の名称	環境センター附帯施設整備(地域交流施設整備)		
事業費(百万円)	499.1	延べ床面積(m ²)	955.9
事業期間	H28~R1		
年度計画(百万円)	H28:18.1(設計) H30:108.3(建設) R1:372.7(建設)		
事業の熟度	概略設計済み	建設	○ 購入
施設の概要	改修を予定している環境施設(熱回収施設・リサイクル施設)の附帯施設であり、既存の施設との相乗効果を図り、整備に係る基本方針の1つとして、「市民に愛され、地域の活性化に資する施設であり、地域コミュニティの形成を維持し、市民に愛され、地域の活性化に資する施設とすると共に市民が集い、学び、触れ合えることのできる機能を備えた守山のシンボルとなる施設としていく。」ことを掲げる施設		
維持管理費(人件費含む)	109,141千円/年		
支援対象	図書コーナー、エントランスホール、環境展示室、環境学習室、他		
ハコモノ要件		①維持管理費を算出し国に提出している	
		②郊外からの移転・統廃合・他施設との合築・個別施設計画・PRE活用計画への明確な位置付け	
		③三位一体改革で税源移譲対象となっていない	
		④他省庁の補助制度がない ※他省庁へ補助制度がないことを確認すること。	
	○	⑤計画・設計段階から民間ノウハウを活用して効率的なサービス提供や施設規模の適正化等を検討するとともに、民間資金等の活用を検討すること。 ※誘導施設のみ	
必要性等	<p>当地では、昭和60年にこみ焼却施設の稼働する中、周辺施設として、農村環境改善センター(体育館、交流スペース等)、多目的広場、バラ・ハーブ園、市民プール等の整備を進め、これまで市内外から多く来訪者が訪れている。</p> <p>今回、老朽化するごみ焼却施設の更新を進めるにあたり、排熱を積極的にエネルギーとして利用し、温水プールを整備すると共に、多くの市民や来訪者が訪れ、子どもから高齢者までが集い、一日滞在できるような環境、文化、健康施設の整備を進めるものである。</p> <p>特に、当該地域には本市の豊かな自然環境や地域資源(地球市民の森、美崎公園、おうみんち、フルーツランド、ビックレイク等)が多数存在しており、その既存施設との連携も図る中で、本施設を地域活性化、地域交流の拠点施設として整備し、地域全体の活性化に取り組むものである。</p>		
利用見込み	<p>平成27年度実績</p> <p>バラ・ハーブ園 14,500人 → 15,000人</p> <p>東広場(グラウンドゴルフ) 6,800人 → 7,000人</p> <p>多目的利用(グラウンド、展示スペース・図書コーナー、和室等) 25,700人 → 37,000人</p> <p>市民プール 9,800人 → 72,000人</p>		
	年間	131,000人	